第三十九条の三十二の二第一項を次のように改める。

法第六十七条の十四第一項に規定する出資に対応する部分の金額として政令で定める金額は、同項に規定する事由の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とし、同項ただし書に規定する所得の金額として政令で定める金額は、同項並びに法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額とする。

一　法人税法第二十四条第一項第三号に掲げる事由　当該事由に係る法人税法施行令第八条第一項第十六号に掲げる金額（残余財産の全部の分配を行う場合には、当該分配の直前の同法第二条第十六号に規定する資本金等の額）

二　法人税法第二十四条第一項第四号又は第五号に掲げる事由　当該事由に係る法人税法施行令第八条第一項第十八号に掲げる金額

第三十九条の三十二の二第十項中「同項第十三号」を「同項第十一号及び第十三号」に改める。

第三十九条の三十二の三第一項を次のように改める。

法第六十七条の十五第一項に規定する投資口に対応する部分の金額として政令で定める金額は、同項に規定する事由の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とし、同項に規定するその他政令で定める金額は、合併に際して当該合併に係る被合併法人の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下この条において同じ。）に対する利益の配当として交付された金銭の額（第七項において「合併交付配当額」という。）とする。

一　法人税法第二十四条第一項第一号に掲げる合併　法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の当該合併の日の前日を含む事業年度終了の時の法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額

二　法人税法第二十三条第一項第二号に規定する出資等減少分配　当該出資等減少分配に係る第十二項の規定により読み替えて適用される法人税法施行令第八条第一項第十七号に掲げる金額

三　法人税法第二十四条第一項第四号又は第五号に掲げる事由　当該事由に係る法人税法施行令第八条第一項第十八号に掲げる金額

第三十九条の三十二の三第二項中「第六十七条の十五第一項ただし書」に改め、同条第七項中「みなし配当等の額」を「同項に規定する超える部分の金額」に、「を含む」を「及び合併交付配当額を含む」に改め、同条第八項中「資産（」の下に「同条第一号に掲げる資産のうち匿名組合契約等に基づく権利及び」を加え、「同条第一号」を「対象資産（同条第一号に掲げる資産のうち匿名組合契約等に基づく権利以外のもの及び同条第二号」に、「資産に対する」を「資産をいう。）に対する」に改め、同条第十項中「取得（」の下に「当該投資法人が締結している匿名組合契約等の目的である事業に係る財産としての当該匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者による取得及び匿名組合契約等（その目的である事業に係る財産のうちに特例特定資産を含むものに限る。）に基づいて出資をした者からの当該匿名組合契約等に係る地位の承継を含み、」を加え、「十年」を「二十年」に改め、「政令で定める資産」の下に「及び同項に規定する対象資産」を加え、同項第二号中「方法」の下に「（その締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる特例特定資産の運用の方法を含む。）」を加え、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第八項及び前項に規定する匿名組合契約等とは、匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。

第三十九条の三十三の四第二項中「第三十九条の十二第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項」を「第三十九条の十二第十三項、第十四項、第十六項及び第十七項」に改め、「同項に規定する」を削り、「同条第十項」を「同条第十三項」に、「第六十六条の四第六項及び第十六項から第二十一項まで」を「第六十六条の四第八項、第九項及び第二十項から第二十五項まで」に、「第三十九条の十二第十二項」を「第三十九条の十二第十四項」に、「記載」を「記載した」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に、「同条第二十一項」を「第六十六条の四第二十五項」に、「第六十七条の十八第十項」を「第六十七条の十八第十三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十七条の十八第四項」を「第六十七条の十八第七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十七条の十八第四項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人の前事業年度等（同項に規定する前事業年度等をいう。以下この項において同じ。）の同条第四項の一の国外事業所等（同条第一項に規定する国外事業所等をいう。以下この項及び第三項において同じ。）との間の内部取引（同条第一項に規定する内部取引をいう。以下この項及び第三項において同じ。）がない場合（当該内国法人が当該事業年度において当該一の国外事業所等を有することとなつたことにより前事業年度等の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合を除く。）とする。

第三十九条の三十四の二の見出しを「（農業協同組合等の合併に係る課税の特例）」に改める。

第三十九条の三十五の二第二項中「第六十八条の三の二第一項」を「第六十八条の三の二第一項ただし書」に改める。

第三十九条の三十五の三第二項中「第六十八条の三の三第一項」を「第六十八条の三の三第一項ただし書」に改め、同条第六項中「同条第八号」を「同条第一号に掲げる資産のうち匿名組合契約等（第三十九条の三十二の三第八項に規定する匿名組合契約等をいう。以下この項において同じ。）に基づく権利及び同令第三条第八号」に、「同条第一号」を「対象資産（同条第一号に掲げる資産のうち匿名組合契約等に基づく権利以外のもの及び同条第二号」に、「資産に対する」を「資産をいう。）に対する」に、「同項第二号ハ」を「法第六十八条の三の三第一項第二号ハ」に改める。

第三十九条の三十五の四第一項に次の一号を加える。

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この号及び第三項第四号において「平成二十八年改正法」という。）附則第九十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の規定

第三十九条の三十五の四第三項第一号中「から第五十六条まで、第五十七条の三から第五十七条の八まで」を「、第五十六条、第五十七条の三から第五十七条の五まで、第五十七条の八」に改め、同項に次の一号を加える。

四　平成二十八年改正法附則第九十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる第三十九条の三十五の四第五項中「第六十四条の二」を「第五十八条、第六十四条の二」に、「及び第六十五条の十二」を「、第六十五条の十二及び第六十六条の十三」に改める。

第三十九条の三十九第三項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第三十九条の四十第一項から第四項までを削り、同条第五項第一号中「この項及び第七項第一号」を「この項及び第三項第一号」に改め、同号イ中「第七項第一号」を「第三項第一号」に、「同条第一項」を「同条第二項」に、「同条第二項の」を「同項の」に、「第七項まで」を「第三項まで」に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項を同条第二項とし、同条第七項中「第六十八条の十第十四項」を「第六十八条の十第十二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「第六十八条の十第十五項」を「第六十八条の十第十三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項を削り、同条第十項を同条第五項とし、同条第十一項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改め、同条第十一項を同条第六項とする。

第三十九条の四十一第一項中「この項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　法第六十八条の十一第二項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する第二十七条の六第一項に規定する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本及び同項に規定する開発研究の用に供されるものを除く。）とする。